

# 第 136 回高知県都市計画審議会

## 議 案 書

平成 26 年 5 月 13 日

## 第136回 高知県都市計画審議会

1 日 時 平成26年5月13日(火)  
午前10時30分から

2 場 所 高知市本町5丁目3-20  
高知共済会館 3階大ホール「桜」

3 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 署名委員の指名
- (3) 議 事

### 付議事項

高知広域都市計画土地地区画整理事業の事業計画（案）に対する  
意見書について（篠原土地地区画整理事業）

- (4) 閉 会

26 高都計第 40 号  
平成 26 年 4 月 18 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事

高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画に対する  
意見書について

このことについて、土地区画整理法第 55 条第 3 項の規定により、別紙のとおり審議会に  
付議します。

高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画(案)に対する意見書についての南国市の見解(要約版)

分類	意見の内容	南国市の見解	提出者
事業計画(案)に関する事	<p>母屋(母の居宅)と新宅(息子世帯の居宅)は同一家族として生活を営んでおり、その間に6m道路を設置されると一体的な生活環境が分断され、心理面を含めて生活環境が大きく損なわれる。 また、地区の中で犠牲になる家と恩恵を受ける家とに分かれる。地区内に後々わだかまりが残るようなことはしないでほしい。</p>	<p>該当道路(区6-5号線)は、既存道路(幅員約2m)を活かした計画としており、隣接する街区から都市計画道路高知南国線や国道195号に接続するための道路として、また、災害時における避難経路の確保など地域の防災性の向上を図るうえで必要であると考えます。</p>	A氏、C氏
	<p>母屋と新宅の間に道路を設置されると交通事故のリスクを抱えることとなり、家族や子孫が安心して暮らせなくなる。騒音も心配である。</p>	<p>該当道路(区6-5号線)は主に地区住民の通行に利用される生活道路として計画しており、交通量が大幅に増加することはないと、通行上の危険性や交通量の増加に伴う影響は小さいと考えます。</p>	A氏、C氏
	<p>立ち退きと入居の2度の移転は、仕事の休暇や体力的な面について大きな負担となる。</p>	<p>道路の整備や街区の整備(造成工事)を行う上で、居宅の移転をお願いすることはやむを得ません。移転に係る費用については、適正な基準に基づき補償します。また、建物移転に伴う引っ越しなどによる身体的な負担については、移転の期間に余裕を持たせた移転実施計画を作成し、身体への負担が少しでも少なくなるように配慮しながら進めていきます。</p>	A氏
	<p>自宅の敷地を東西南北に区画道路が通る計画となっている。東西に通る道路が敷地に架からないよう計画を変更してほしい。</p>	<p>該当道路(区6-8号線)の位置は、隣接する街区の土地利用や換地を考慮して、適切な街区の奥行が取れるよう計画しており、現在の位置に道路を配置することはやむを得ないと考えています。</p>	B氏